

平成 29 年 12 月 26 日

養父市議会議長 深澤 巧様

総務文教常任委員会
委員長 政次悟

委員会審査報告書

平成 29 年 12 月 5 日及び 18 日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第 101 条の規定により報告します。

記

1 審査年月日

平成 29 年 12 月 7 日（木）・21 日（木）

2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 61 号	養父市広告式条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 63 号	養父市プロポーザル審査委員会設置条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 64 号	養父市重要伝統的建造物群保存地区における養父市税条例の特例を定める条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 65 号	養父市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 68 号	養父市子育て・移住サポートセンター設置及び管理条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 69 号	養父市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 78 号	養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 79 号	養父市職員の給与に関する条例及び養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

総務文教常任委員会 審査内容等報告書

議案第 61 号 「養父市公告式条例の一部を改正する条例の制定について」

【質疑】 地域局における掲示を廃止することであるが、県下でも特に高齢化が進んでいる養父市として、制度の変更等があった場合、どのように市民周知するのか。

【答弁】 本庁舎掲示場で周知するほか、広報やケーブルテレビ等も利用しながら対応する。

議案第 63 号 「養父市プロポーザル審査委員会設置条例の制定について」

【質疑】 要綱から条例に変えた理由は何か。

【答弁】 地方自治法に定められていることから条例化した。

議案第 64 号 「養父市重要伝統的建造物群保存地区における養父市税条例の特例を定める条例の制定について」

【質疑】 適用は大杉地区だけなのか。

【答弁】 大杉地区の中の「字大杉」ほか、指定地域 5.8ha である。

議案第 65 号 「養父市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について」

【質疑】 長寿のお祝いを現金から品物にしたのはなぜか。

【答弁】 事業の意義が扶助的な手当ではないことと、「高齢者への気持ちを品物に込めて」という考え方方が本来の趣旨に合うとの判断をした。

議案第 68 号 「養父市子育て・移住サポートセンター設置及び管理条例の制定について」

【質疑】 条文にある指定管理は来年度から始めるのか。

【答弁】 条文は設けているが、来年度は直営とする。

【質疑】 センターには何人のスタッフが配置されるのか。

【答弁】 子育て部門は 2 人、移住・定住部門は土日を含め 1 人は常駐する予定

である。

議案第 69 号 「養父市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」

【質疑】 新たに「所長」の文言を追加したのはなぜか。

【答弁】 4 施設が統合したことに加え、給食業務は児童生徒の生命と健康の促進を担う重要な業務であることから、センターに管理職を配置していることを明確に示した。

議案第 78 号 「養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

【質疑】 給与改定による期末手当 0.1 力月の引き上げは、今年度は 12 月で 0.1 力月の引き上げとなっているが、来年度以降は 6 月と 12 月にそれぞれ 0.05 力月引き上げると理解すればよいか。

【答弁】 そのとおりである。